

会 務 月 報

第371号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成25年11月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成25年11月20日（水）13:30～16:35

2. 場 所 日事連会議室

3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名

4. 出席者の氏名

会 長 三栖邦博

副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武

専務理事 高津充良

常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、
富岡 学、宮原克平

事 務 局 北野芳男参与、前田敏明事務局長兼総務課長、
戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務課長、
千浜民子企画調整担当課長、市川貴之教育・情
報担当課長、吉田茂調査役

5. 議 長

三栖会長から議長について諮り、原案のとおり、田端副会長を
議長に選任した。

6. 議事録署名人

三栖邦博会長、田端隆副会長

7. 議 事

(1) 協議事項

1) 平成25年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より、資料1-1によって平成25年度上半期事業
報告について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情

報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への
対応、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構
適合証明業務、会員動静に関するそれぞれの事業報告の内容
の説明がなされた。

続いて、資料1-2によって一般会計及び適合証明業務登
録機関特別会計の平成25年度上半期決算報告について、次
の趣旨の説明がなされた。

一般会計では、予算に対し、講演講習会収入が19%の実
績率、講演講習会費支出が85%の実績率となっているが、
これは管理研修会のテキスト等の印刷を上半期にまとめて
行ったことと単位会での研修会等の開催が下半期に集中して
いるためで、例年、支出が先行し収入が下半期に発生してい
る。その他、上半期に支出が集中しているものは、8月に実
施した全国大会経費支出、組織強化助成金支出及び建築復興
支援センター事業支出等である。なお、建築復興支援センター
事業支出は今年度が最終の予定である。

なお、この事業報告及び決算報告は11月12日の監査会
を経たものである。

協議の結果、資料1-1及び資料1-2の原案を了承し、
11月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成26・27年度役員候補者の推薦手順と選任方法につ
いて

事務局より、資料2により次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会での議論を踏まえ、平成24・25年度の
申し合わせ事項から、次の事項を変更している。

①監事3名のうち1名を再任する仕組みをやめる。ただし、
再任は妨げない。

②ドント方式により、同一業界内理事数の配分が2名以下
のブロック協議会から会長が選出された場合、同一業界
外理事を1名減らし同一業界内理事を1名増やして、増
員した同一業界内理事1名を当該ブロック協議会に配分
する。

③会長候補者の推薦について、1次推薦が1名のみで、全
てのブロック協議会がその者を2次推薦した場合には、

申し合わせ事項の手続きに不備がないかを総務・財務委員会委員長と副委員長が確認を行うことによって、6ブロック協議会代表者会議を省略するものとする。

以上の事項の他、平成26年度に向けた手続等に合わせ、日程等を調整した。本日の常任理事会の議を経た後、12月5日の全国会長会議で申し合わせ事項として決定し、平成26・27年度役員候補者の推薦手順と選任方法を進めていく予定である。

議長より、会長候補者の推薦及び推薦決定の手順において、ブロック協議会内に複数名の会長候補者が存する場合の投票は、単位会の構成員数によらず、1単位会1票で良いか諮ったところ、異議なくその旨確認がなされた。

協議の結果、原案どおり資料2を12月5日に開催する全国会長会議に提案することとした。

3) 平成26年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

事務局より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

募集要項について、平成25年度は、表彰を行う三重大会が8月9日開催と例年の全国大会より2カ月ほど早まり、それに合わせ募集スケジュール等を全体的に約2カ月早めたが、平成26年度の全国大会は10月なので、例年どおりのスケジュールとなる。主な改正点は、対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日、応募期限及び表彰日等について、年度が変わることによる日付の変更を行ったことである。なお、委員については全員留任である。

協議の結果、資料3の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

4) 第38回全国大会実行特別委員会の設置及び委員構成について

事務局より、資料4により平成26年度第38回建築士事務所全国大会実行特別委員会（東京開催）の設置等について次の趣旨の説明がなされた。

平成26年度の全国大会（東京開催）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、1月頃より活動を行いたい。なお、委員構成については、会長、副会長2名及び首都圏の単位会推薦8名の合計11名とするが、この全国大会で岩手、宮城及び福島各会に設置した「建築復興支援センター」の活動報告をすることとした場合、北海道東北ブロック協議会より別途委員を追加する。

協議の結果、資料4の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

5) 平成29年度第41回建築士事務所全国大会の主管会について

事務局より、資料5により次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度の第41回建築士事務所全国大会は、近畿ブロック協議会に所属する単位会が主管会として開催することが決定されていた。今般、日事連より同ブロック協議会に主管会の推薦依頼をしたところ、和歌山会が受託した旨回答がなされた。

協議の結果、和歌山会を平成29年度第41回建築士事務所全国大会の主管会として了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

6) 「適合証明技術者」と「既存住宅インスペクション検査人」の平成26年度の同時講習の実施について

事務局より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

平成25年6月に国土交通省から既存住宅インスペクション・ガイドラインが示され、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会（以下「保険協会」）により「既存住宅現況検査技術者登録制度」が設けられる。この現況検査は適合証明技術者が行う調査と類似するため、次年度より両登録制度に係る講習内容を整合させて、1日の講習で適合証明技術者と併せ、希望者に既存住宅現況検査技術者の受講も同日にできる枠組みを作る方向で、国土交通省住宅生産課、保険協会、日事連及び住宅金融支援機構で検討を行っている。両講習を同日に行えば、1日の受講で2つの技術者の資格取得が可能となり、適合証明技術者の登録者数の増加も期待できる。ただ、

当初は一体で両講習を行うことを想定していたが、適正に業務を遂行できるよう、また、双方の技術基準が混同しないようにするため任意選択方式とし、適合証明技術者の講習受講を前提に、既存住宅現況検査技術者の講習受講希望者には同日講習を実施する。講習実施体制、時間、内容、テキスト、考査及び料金設定等４者間で検討中である。なお、保険協会では、１１月２０日から先行して単独で既存住宅現況検査技術者登録に係る講習を行っている。

三栖会長より、資料６では「既存住宅インスペクション検査人」と記載しているが、保険協会のリーフレットでは「既存住宅現況検査技術者」となっている旨指摘がなされ、今後、理事会提出資料等、後者の正式名称を使用することとした。

宮原常任理事より、保険協会が実施するこの講習は、建築士でなくても受講資格があるのかとの質問がなされ、建築士であることが絶対条件である旨事務局より回答がなされた。

協議の結果、資料６の原案を了承し、１１月通常理事会に提案することを決めた。

７）住宅市場整備推進事業に伴う単位会への耐震診断・耐震改修相談窓口の設置と耐震診断・耐震改修実施事務所名簿整理の契約について

事務局より、資料７によって次の趣旨の報告がなされた。

国土交通省では、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断及び耐震改修の円滑な実施、推進のために、建築物所有者等の耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談に応じ、住宅・建築物の耐震化促進に関する支援を行うことにしている。本会に対して、国土交通大臣指定耐震改修支援センター（（一財）日本建築防災協会）（以下「防災協会」）より相談窓口を全単位会に設置すべく協力要請があり、建物所有者に対する耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談に応えるため、本会では相談窓口を全単位会に設置し、住宅・建築物の耐震化促進に関する支援を行うことにしている。本事業は、実施計画書（案）等により執り行う予定であるが、予め防災協会が全単位会の事務局職員等へ１２月１３日に説明会を開催し、詳細な説明を行う。本会では１１月２８日の通

常理事会で承認後、防災協会と「相談窓口体制整備に関する請負業務契約」を締結する。また、単位会と防災協会との請負業務契約は、上記説明会終了後、防災協会より単位会へ正式に契約締結とともに設置を依頼する。なお、本会は防災協会と別途「耐震診断・耐震改修実施事務所名簿の整理業務の契約」を取り交わし、相談窓口に備え付け建物所有者等へ必要に応じて提供するための資料として、防災協会のホームページに掲載している耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所に対し、名簿掲載事務所の確認及び耐震診断義務化建築物の診断を行うか否か等の確認を単位会へ依頼する予定である。

協議の結果、資料７の原案を了承し、１１月通常理事会に提案することを決めた。

８）財政検討特別委員会での検討結果報告について

事務局より、資料８によって次の趣旨の報告がなされた。

平成２４年３月に財政検討特別委員会を設置し、当面は支出削減等により赤字を減らし当期収支差額をできるだけ０に近づけることを最優先に取り組み、平成２５年度以降の予算方針等について検討し、平成２５年度予算にその内容を反映させた。その後、平成２５年１月からは財政基盤の安定化を図るため、会員増強、講習・研修、ソフト開発の他、新規の収入確保のための検討を重ね、広く会員全体の資質の向上や会員増強に繋がる事業等を推進すべきとの結論に達した。わけても、会員増強が最優先であり、建賠保険への加入促進が、収入増に大変効果的であることを改めて確認した。また、確実に収益を上げる観点からも、既存の事業の徹底実施から始めていく必要がある。さらに、新しい講習の研究開発に際しては、他団体との連携を模索し、木造、省エネ、既存建築物の活用、不動産コンサルティング、防災コンサルティング等の事業を注視していく。具体的な収益事業の展開策については、当該事業を巡る環境や状況を考慮し、具体的な可能性が見込まれると判断される場合に、常置委員会のもとに機動的に検討できる専門委員会、小委員会及びワーキンググループ等を設け、検討を行っていく。ただし、法定団体及び一般社

団法人として、収益性を追求するだけでなく公益的な事業も継続しつつ、中長期の視点に立って収益性確保を念頭において事業の展開を図るべく、以下の方針等を策定した。

(1) 会員増強による安定的な収入の確保

①新規開設事務所の開設者への入会勧誘（指定事務所登録機関の活用）

②建賠保険加入者のうち、非会員の入会を促進

(2) 事業の着実な推進

①開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

②管理建築士講習

③建築士定期講習

④実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防研修会

⑤適合証明業務登録制度

⑥JAAF-MST2013

(3) 新たな展開

①耐震改修促進法の改正に伴う、耐震診断・耐震改修相談窓口業務

②既存建築ストックの活用に関する研修

③クライアントに信頼される建築士事務所の業務の改善等に関する研修等

(4) 事業の推進に当たり他団体との連携

今後、11月の通常理事会の議を経て、12月5日の全国会長会議で報告する予定である。

上野副会長より「(2) 事業の着実な推進」に、建築士法第27条の2に規定する、日事連が実施しなければならない研修等について加筆すべきではないかとの提案がなされた。

協議の結果、資料10にその旨加筆し、その他文言の修正等は三栖会長に一任し、11月通常理事会に提案することを決めた。

9) 建賠保険の補償の拡充について

田端副会長及び事務局より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

建賠保険等調査専門委員会では、建賠保険の補償内容の

充実、とりわけ「滅失・破損」を要しない補償の充実と会員・非会員の差別化を主な方針として検討してきた。今般、単体会員向けの新たな補償拡充を行うことによって、非会員事務所の単位会への加入促進を促す効果が期待できる。平成26年度より以下の補償を自動付帯する。①情報漏洩事故補償（会員のみ付帯、支払限度額3,000万円）、②初期対応事故補償（会員・非会員とも付帯、支払限度額100万円）、③訴訟対応費用補償（会員・非会員とも付帯、支払限度額100万円）。ただし、会員の保険料は上げず、非会員は保険料5%アップ及び最低保険料3,000円アップとする。さらに会員のみが加入できる「滅失・破損」を要しない以下の特約を追加する。①構造設計業務ミスによる構造基準未達時損害賠償事故補償、②建築基準法等における基準未達、③建物調査業務賠償事故補償。今後、理事会へ報告・承認を得、募集帳票・案内パンフレットの作成、周知広報を図り、補償開始日を平成26年4月1日とする予定である。

協議の結果、資料9の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

10) 平成26年4月の消費税増税に係る対応方針について

事務局より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

平成26年4月1日より、消費税率(地方消費税率を含む。以下同様)が5%から8%となる。日事連の販売図書、テキスト及び登録料等の価格をどうするか、対応方針を諮るものである。1円単位での支払は煩雑であるとか、100円未満や10円未満を切り捨て、きりの良い金額を求める向きもあるかもしれないが、1円単位でも累計では高額になり、経理上看過できない。また、その後10%に増税される予定でもあり、今般、税抜き本体価格を決めてしまえば、更なる増税があっても機械的に価格を決定できる。以上の理由により、また、国は消費税の円滑かつ適正な転嫁を求めており、日事連としても3%増税分を適正に計算し、転嫁したい。ただし、法定講習や適合証明業務登録制度等にかかわるものについては、原則として日事連はこの方針で臨むが、他団体等との

調整によって決定したい。

協議の結果、資料10の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

11) 11月通常理事会の議題等について

事務局より、資料11によって説明がなされ、協議の結果、「既存住宅インスペクション検査人」を「既存住宅現況検査 技術者」に修正し、11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 専決事項

1) 第120回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等の決定の件

事務局より、第120回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール等について資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

平成25年12月5日(木) 会場：銀座東武ホテル3階 龍田

13:00～14:00 政経フォーラム

14:15～17:00 第120回建築士事務所協会
全国会長会議

議長より、同議案の決定について諮ったところ、議事のうち「既存住宅インスペクション検査人」を「既存住宅現況検査技術者」に修正し、当日のスケジュール及び議事等については、資料11のとおりこれを決定した。

(3) 報告事項

1) (仮称) 建築士事務所法の取組状況について

会長、八島副会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法の9月13日の理事会報告以降の状況について、資料13によって次の趣旨の概要報告がなされた。

日本建築士会連合会(士会連)及びJIAとの三会意見交換会を次のとおり実施し、三会意見交換会共同提案(案)について意見交換を行った。

9月25日の第7回意見交換会では、「入会」についての提案は、三会の合意にはいたらなかったため提案しないこととし、法改正か新法かについては、士法の名称、目的の改正も含めて引き続き検討することとなった。10月1日の第8回意見

交換会では、業と資格をわかりやすくするために現状認識、提案項目を2つに分け、建築士部分の現状認識と提案項目は士会連が記述することとした。新法か士法改正かについては、新法並びに士法改正であっても士法の名称及び目的の改正には士会連の同意が得られず、引き続き調整することとした。

その後、10月8日に士会連より建築士関連の現状認識と提案項目が日事連に送付され、共同提案10/1案を修正、10/8案を作成し、士会連及びJIAへ送付した。この10/8案に対して、提案主旨の修正、提案のタイトル(建築主等への情報開示の充実と設計監理業務の適正化に関する共同提案)、業の適正化の現状認識の内容重複等を整理して士会連の意見が日事連に送付された。さらに、共同提案10/31案を日事連で作成し、士会連及びJIAへ送付した。この10/31案に対して、11月5日に提案の主旨の修正「今後、国民にわかるよう法の改正について検討され、提案する事項について法制度として実現されることを要望するものである。」が士会連でなされ、三会合意に至り、11月7日に共同提案の内容確認と調印を行った。これを受けて、「三会共同提案の合意について」単体会長宛報告したところである。日事連の提案事項である、新法として資格と業を分離することについては士会連から強い反対があり、三会共同提案の合意にも影響しかねないため、士法改正で合意した。しかし、このように三会共同提案がまとまったことは画期的なことであり、法整備の実現に向けての大きなステップであると受け止めている。

11月11日に三体会長打ち合わせ会を実施し、提案内容と今後の進め方について確認し、11月19日に三体会長で共同提案を国交省へ説明した。11月22日には三体会長で共同提案についての記者発表を行う予定である。

2) 社会資本整備審議会の審議について

専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

10月28日に第9回建築基準制度部会が開催され、「木造3階建て学校の実大火災実験(本実験)の結果」及び「効率的

かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討」について意見交換された。今後の建築基準制度部会は、第10回を12月18日に開催し、今後の建築基準制度のあり方（案）について意見交換、第11回を2月3日に開催し、今後の建築基準制度のあり方について（第二次報告）をとりまとめ、2月3日の建築基準制度部会終了後、ただちに建築分科会を開催し報告する予定である。

3) 一般社団法人移行に伴う公益目的財産額の確定について

事務局より、資料15によって次の趣旨の説明がなされた。

平成25年4月1日に一般社団法人の設立登記をしたところであるが、8月30日に内閣総理大臣より、公益目的財産額の確定が日事連宛通知された。その額は4億8,570万円余、実施期間は3年間、公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日は平成28年3月31日（平成27年度末）である。なお、実施期間の計算は申請時の平成23年度予算に基づくものであり、今後の支出状況によっては変更となる可能性がある。

4) (有)日事連サービスの新役員及び株主について

事務局より、資料16によって次の趣旨の説明がなされた。

6月25日に開催された、(有)日事連サービスの株主総会で以下のとおり新役員が選任された。なお、平成26年6月には日事連の役員が改選となるため、今回選任された日事連サービスの役員の任期は、日事連役員の就任期間に合わせ、平成26年6月開催予定の株主総会までとした。

代表取締役社長 小川圭一（日事連前会長）

専務取締役 阿部功

取締役 山口祥悟（日事連元副会長）、中村優晴（新潟会会長）、

櫻川幸夫（福井会会長）及び矢野敏明（島根会会長）

監査役 渡辺袈裟己（日事連元理事）

また、平成25年3月7日の理事会決定により、(有)日事連サービスとの連携強化をより一層促進するため、日事連（14株）及び単位会（各1株）が日事連サービスの株主となった。なお、岩手会、千葉会、福岡会及び宮崎会は、新法人へ移行し株主となるまでは、各会分4株を日事連サービスが保

有する。

5) 会員事務所の適正な業務執行についての注意喚起について

事務局より、資料17によって次の趣旨の説明がなされた。

先般、建築士事務所の社長と市職員が設計業務の入札情報を漏らすなどして、公契約関係入札妨害容疑で逮捕されたとの新聞報道がなされた。このような事件は、建築士事務所に対する社会の信頼を損ねるものであり、あってはならない行為であるため、類似事案の再発防止の注意喚起とコンプライアンスの徹底を行うよう、単位会へ文書を11月6日付けで発信した。

6) 単位会会員の退会規定等に関するアンケート結果について

宮原常任理事及び事務局より、資料18によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会の発案で、単位会の会員の退会規定等についてアンケート調査を実施した。その結果は次のとおりである。

質問1. 貴会では、会員から退会届が出された際に、退会を理事会または総会等の承認を得るまで認めない、あるいは遡って除名等の懲戒処分を科すことが可能な規定等がありますか。

→ある単位会が30、ない単位会が16であった。

質問2. 質問1で「ある」を選択した場合、具体的な規定の名称等をご記入ください。

→定款に規定している単位会が28、定款以外の懲戒規定等のみに規定している単位会が2であった。

質問3. 退会を理事会または総会等の承認を得るまで認めなかった、あるいは遡って除名等の懲戒処分を科した事例はありますか。

→ある単位会が3、ない単位会が43であった。

質問4. 質問3で「ある」を選択した場合、具体的な事例をご記入ください。

→構造計算書偽装、適合証明業務の不適正業務及び確認済証の偽造、同行使をした事務所に対し、退会を保留し懲戒処分等を科した。

総務・財務委員会では、会員から退会届が出された際に、退会を理事会または総会等の承認を得るまで認めない、あるいは遑って除名等の懲戒処分を科すことが可能な規定等がない16単位会に対し、規定の整備の検討依頼文書を発信することとした。

7) 会誌「日事連」のカラーページの増加について

事務局より、資料19によって次の趣旨の説明がなされた。

会誌編集専門委員会及び広報・渉外委員会で、会誌「日事連」のカラーページを増やすことについて協議し、ビジュアル化され読みやすくなるとともに内容に興味を持ってもらえる利点等があるため、平成26年1月号より現在の8ページから16ページに増やすこととした。なお、今年度の会誌発行費の予算内に、充分収まる予定である。

8) 新国立競技場計画に対する要望書の提出について

専務理事より、資料20によって次の趣旨の説明がなされた。

日本建築士会連合会、東京建築士会、日事連、東京会及びJIAの建築関連5団体共同で、新国立競技場の基本条件を再検討すること等を求めた「新国立競技場計画に対する要望書」を文部科学大臣、東京都知事及び日本スポーツ振興センター理事長宛に提出した。その内容は、歴史的、都市景観的な視点と事業費や維持管理コストの面から、現行の新国立競技場案に対し問題提議されている状況を指摘し、オリンピック後の成熟社会を見据えた建築のあり方も踏まえ、必要機能の精査と規模の適正化を行うことで、本計画の基本条件を再検討することが必要との考えを提示した。さらに、国民・都民に対する発注者の責任として、施設規模等、計画の条件設定の見直しとともに、その経過や結果を広く情報公開するよう求めた。

9) 会員・構成員異動報告

平成25年8月末、9月末及び10月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告した。単位会別構成

員数等は資料21のとおり。

平成25年8月31日現在

正会員46団体、構成員14,945事務所、賛助会員3社

平成25年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,970事務所、賛助会員3社

平成25年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,976事務所、賛助会員3社

10) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料22により報告がなされた。

11) 経過報告について、事務局より資料23により報告がなされた

<配付資料>

資料1-1：平成25年度上半期事業報告書

資料1-2：平成25年度上半期決算報告書

資料2：平成26・27年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項他

資料3：平成26年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料4：第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施及び特別委員会の設置について

資料5：平成29年度第41回建築士事務所全国大会主管会の推薦について他

資料6：「適合証明技術者」と「既存住宅インスペクション検査人」の平成26年度の同時講習の実施について（報告）

資料7：住宅市場整備推進事業に伴う単位会への耐震診断・耐震改修相談窓口の設置と耐震診断・耐震改修実施事務所名簿整理の契約について（案）他

資料8：財政検討特別委員会での検討結果報告

資料9：建築士事務所賠償責任保険の補償の拡充について

資料10：平成26年4月の消費税増税に係る対応方針について

資料11：平成25年11月通常理事会開催通知

資料12：第120回建築士事務所協会全国会長会議等のスケ

ジュール及び議事等について

資料13：三会意見交換会の意見交換状況について（9／13以降）他

資料14：社会資本整備審議会建築分科会第9回建築基準制度部会資料

資料15：一般社団法人移行に伴う公益目的財産額の確定について

資料16：(有)日事連サービスの新役員及び株主について

資料17：会員事務所の適正な業務執行についての注意喚起依頼

資料18：会員の退会規定等に関するアンケート調査について他

資料19：会誌「日事連」のカラーページを増やすことについての検討

資料20：新国立競技場計画に対する要望書他

資料21：会員・構成員異動報告書

資料22：後援・協賛名義使用の件

資料23：経過報告

■第120回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

- 日 時 平成25年12月5日（木）
14：20～17：00
- 場 所 銀座東武ホテル「龍田」
- 会議の構成者数及び出席者数
構成者数 正会員会長46名
出席者数 正会員会長46名
- 出 席 者
国土交通省
大臣官房審議官（住宅局担当） 橋本 公博
日 事 連
名誉会長 小川 圭一
役 員
会 長 三栖 邦博

副 会 長 八島 英孝 山下 卓治 上野 浩也
大内 達史 田端 隆 西村 武

専務理事 高津 充良

常任理事 朝岡 市郎 泉谷 良宏 後藤 明夫
田畑 光三 富岡 学 宮原 克平

理 事 佐々木宏幸 新沼 義雄 岡本 賢
奥田 修一 金子 敏夫 北 泰幸
鈴木 眞生 高橋 吉徳 水谷 達郎
横須賀満夫 吉田 敏

監 事 栗原 憲昭 林 陽郎

正 会 員

北海道 西村 武 青 森 相場 博
岩 手 新沼 義雄 宮 城 栗原 憲昭
秋 田 渡邊 淳悦 山 形 伊藤 剛
福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫
栃 木 佐々木宏幸 群 馬 山田 美光
埼 玉 宮原 克平 千 葉 鈴木 兼次
東 京 大内 達史 神奈川 小林 忠志
新 潟 中村 優晴 長 野 池田 修平
山 梨 進藤 哲雄 富 山 堂田 重明
石 川 西川 英治 福 井 櫻川 幸夫
静 岡 立道 幸男 愛 知 朝岡 市郎
三 重 田端 隆 滋 賀 伊藤 定雄
京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦
兵 庫 山本康一郎 奈 良 植村 吉延
和歌山 小川 浩 鳥 取 山下 卓治
島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂
広 島 村田 正文 山 口 香月 直樹
徳 島 西田 功 香 川 富岡 学
愛 媛 佐々木世希 高 知 西森 敬祐
福 岡 八島 英孝 佐 賀 蓑原 利美
長 崎 池田 賢一 熊 本 福島 正継
大 分 中野 満 宮 崎 後藤 明夫
鹿児島 林 陽郎 沖 縄 仲元 典允

事務局

参与 北野 芳男、事務局長 前田 敏明、調査役 吉田 茂

5. 議長・副議長

議長 大内 達史（東京会会長）

副議長 田端 隆（三重会会長）

6. 議事録署名人

大内 達史（議長）、三栖 邦博（日事連会長）

西村 武（北海道会会長）

7. 挨拶

三栖邦博会長より、（仮称）建築士事務所法、耐震改修促進法の改正等への取り組み状況、課題並びに日事連と岩手、宮城及び福島の各会が共同で設置した建築復興支援センターの活動が最終年度に入った旨挨拶があった。

8. 単位会新会長紹介

事務局より、前回の全国会長会議（平成25年6月19日）以降の単位会会長の異動について、以下の新会長紹介があった。

神奈川会・小林忠志会長

9. 来賓挨拶

国土交通省橋本公博大臣官房審議官より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・11月25日に耐震改修促進法が施行され、皆様には耐震改修又は耐震診断、耐震改築等の適切な推進に協力を賜りたい。
- ・社会資本整備審議会で、今後の建築基準制度のあり方についての検討を9月から開始した。課題は、木造3階建ての学校を実現するための基準改正、耐震改修の促進のあり方である。

10. 議 事

（1）協議事項1. 平成26・27年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

宮原克平総務・財務委員長より、資料1に基づき次の趣旨の説明がなされた。

平成24・25年度の申し合わせ事項から、次の事項を変更している。

- 1) 監事3名のうち1名を再任する仕組みをやめる。ただし、再

任は妨げない。

- 2) ドント方式により、同一業界内理事数の配分が2名以下のブロック協議会から会長が選出された場合、同一業界外理事を1名減らし同一業界内理事を1名増やして、増員した同一業界内理事1名を当該ブロック協議会に配分する。
- 3) 会長候補者の推薦について、1次推薦が1名のみで、全てのブロック協議会がその者を2次推薦した場合には、申し合わせ事項の手続きに不備がないかを総務・財務委員会委員長と副委員長が確認を行うことによって、6ブロック協議会代表者会議を省略するものとする。

以上の項目の他、平成26年度に向けた手続等に合わせて日程等を調整した。

議長より、協議事項1について諮ったところ、これを了承した。

（2）報告事項1. 平成25年度上半期事業報告及び決算報告について（骨子）

高津充良専務理事より、資料2-1、2-2に基づき次の説明がなされた。

平成25年度上半期事業報告及び決算報告について「一般会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

（3）報告事項2. 平成26年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

宮原克平総務・財務委員長より、資料3に基づき次の説明がなされた。

対象建築作品、応募資格者、応募手続き等については従来どおりの規定で実施していくこととしたい。今回の主な募集要項の変更点は、1) 年度が変わったことによる、対象建築作品の竣工年月日の期間、2) 応募締切日等である。

（4）報告事項3. 平成29年度第41回建築士事務所全国大会の主管会について

宮原克平総務・財務委員長より、資料4に基づき次の説明がなされた。

平成29年開催の第41回建築士事務所全国大会の主管会

が和歌山会に決定した旨、近畿ブロックより通知があった。

(5) 報告事項4. 「適合証明技術者」と「既存住宅現況検査技術者」の平成26年度の同時講習の実施について

泉谷良宏業務・技術委員長より、資料5に基づき次の説明がなされた。

平成25年6月に国土交通省から既存住宅インスペクション・ガイドラインが示され、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会(以下「保険協会」)により「既存住宅現況検査技術者登録制度」が設けられる。この現況検査は適合証明技術者が行う調査と類似するため、次年度より両登録制度に係る講習内容を整合させて、1日の講習で適合証明技術者と併せ、希望者に既存住宅現況検査技術者の受講も同時にできる枠組みを作る方向で、国土交通省住宅生産課、保険協会、日事連及び住宅金融支援機構で検討を行っている。両講習を同日に行えば、1日の受講で2つの技術者の資格取得が可能となり、適合証明技術者の登録者数の増加も期待できる。ただ、当初は一体で両講習を行うことを想定していたが、適正に業務を遂行できるよう、また、双方の技術基準が混同しないようにするため任意選択方式とし、適合証明技術者の講習受講を前提に、既存住宅現況検査技術者の講習受講希望者には同日講習を実施する。講習実施体制、時間、内容、テキスト、考査及び料金設定等4者間で検討中である。なお、保険協会では、11月20日から先行して単独で既存住宅現況検査技術者登録に係る講習を行っている。

(6) 報告事項5. 住宅市場整備推進事業に伴う単位会への耐震診断・耐震改修相談窓口の設置と耐震診断・耐震実施事務所名簿整理の契約について

泉谷良宏業務・技術委員長より、資料6に基づき次の説明がなされた。

国土交通省では、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断及び耐震改修の円滑な実施、推進のために、建築物所有者等耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談に応じ、住宅・建築物の耐震化促進の支援を行う。

日事連は、国土交通大臣指定耐震改修支援センター(一財)

日本建築防災協会、以下「防災協会」)より、相談窓口を全単位会に設置すべく協力要請を受け、建物所有者に対する相談に応えるため、相談窓口を全単位会に設置し、支援を行うこととした。

防災協会は全単位会の事務局職員等へ12月13日に本事業の説明会を開催し、開設に当たっての詳細な説明を行い、防災協会は全単位会へ「相談窓口体制整備に関する請負業務契約」を締結することとしている。

- 1) 設置期間は、平成26年1月から平成26年3月までとする。(ただし契約上は2月末までとし、3月分の経費として、立上げ協力費を準備)なお、平成26年4月からは1年間の契約予定。
- 2) 経費は、1単位会当たり準備費55万円、運営費毎月10万円、立上協力費10万円。また技術者が出向いて相談に応じた場合、1回2万円。

また、日事連は防災協会と別途「耐震診断・耐震改修実施事務所名簿の整理業務の契約」を締結し、防災協会のホームページに掲載している耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所に対し、名簿掲載事務所の確認及び耐震診断義務化建築物の診断を行うか否か等の確認を単位会へ依頼する予定である。

(7) 報告事項6. 財政検討特別委員会での検討結果報告について

三栖邦博財政検討特別委員長より、資料7に基づき次の説明がなされた。

平成24年3月に日事連正副会長及び総務・財務委員長を委員とした財政検討特別委員会を設置し、当面は支出削減等により赤字を減らし当期収支差額をできるだけ0に近づけることを最優先に取り組み、平成25年度以降の予算方針等について検討し、平成24年11月29日の全国会長会議で報告し、平成25年度予算に反映させた。

平成25年1月からは財政基盤の安定化を図るため、会員増強、講習・研修、ソフト開発の他、新規収入確保のための検討を重ねてきたが、一部の限定した会員を対象とするものではなく、広く会員全体の資質の向上や会員増強に繋がる事業等を推進すべきとの結論に達した。

今後の収益事業の実施、確保及び運営等に関する基本方針

- ・会員増強が最優先であり、平成23年度に会員増強検討ワーキンググループで検討した際の加入率30%を目指し、会員増強活動に注力していく。

- ・建賠保険の補償内容の拡充と保険への加入促進が、収入増に大変効果的である。

- ・収益を上げる観点からも既存事業の徹底実施から始めていく必要がある。

- ①開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会、
- ②管理建築士講習、③建築士定期講習、④実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防研修会、⑤適合証明業務登録制度、
- ⑥JAAF-MST2013

- ・新たな展開として、会員増強や広く事務所の資質の向上に繋がる事業等を実施するとともに、

当面の例として以下のような事業を進める。

- ①耐震改修促進法に伴う、耐震診断・耐震改修相談窓口業務
- ②既存建築ストックの活用に関する研修
- ③クライアントに信頼される建築士事務所の業務の改善等に関する研修等

- ・事業の推進に当たり他団体との連携

省エネ、改修工事、BIM、建築設備等については、日事連が新規に開発するには、ノウハウや費用、時間等の面から限界があり、テキストを含め、専門的分野の団体の協力を得、連携して研究開発を行っていく必要がある。

(8) 報告事項7. 建賠保険の補償の拡充について

田端隆建賠保険等調査専門委員長より、資料8に基づき次の説明がなされた。

当委員会では、建賠保険についてその課題、改善について検討を行っている。建賠保険の加入促進、とりわけ会員事務所の加入促進を図ることが重要と考えている。それにより建賠保険の補償内容のより一層の充実、特に「滅失・破損」を要しない補償の充実、会員と非会員の差別化を主な方針として、建賠保険の補償の拡充等を検討してきた。

日事連の（仮称）建築士事務所法の提案においても「賠償

保険の加入努力義務」を提案していること、今回の補償の拡充に際しては、制度維持のためには特約への多くの加入が必要とされていることから、今後より一層の会員の建賠保険への加入促進、特約への加入促進を図り、事務所の保護、消費者の保護を図っていく必要がある。

日事連としても建賠保険の新たな補償拡充等を会員事務所へ周知するとともに、非会員事務所についてもこの補償の拡充を機に会員への誘致が見込まれるため、建賠保険加入促進リーフレットの単位会での配布、各種講習会での配布を通じて加入促進につながるように図り、ホームページ、会報等でもPRしていくことが求められている。

1) 自動付帯の補償について

①情報漏洩事故の補償 - 会員のみ付帯

支払限度額3,000万円

②初期対応費用補償 - 会員及び非会員に付帯

支払限度額100万円

③訴訟対応費用補償 - 会員及び非会員に付帯

支払限度額100万円

会員の保険料は上げず、非会員は保険料5%増及び最低保険料3,000円増

2) オプションプランとして特約を追加（会員のみが加入できる特約）

①構造設計業務ミスによる構造基準未達時損害賠償事故補償

②建築基準法等における基準未達

③建物調査業務賠償事故補償

3) 被保険者への案内スケジュール等

補償の拡充等の実施は、来年度の更新時（平成26年4月1日）とし、平成26年1月中旬より被保険者へ継続加入依頼書を送付する際に補償拡充の案内パンフレットを同封する。

(9) 報告事項8. （仮称）建築士事務所法の取組状況について

三栖邦博会長、八島英孝副会長及び高津充良専務理事より、資料9に基づき次の説明がなされた。

日本建築士会連合会（士会連）及びJIAとの三会意見交換会を次のとおり実施し、三会意見交換会共同提案（案）につい

て意見交換を行った。

9月25日の第7回意見交換会では、「入会」についての提案は、三会の合意にはいたらなかったため提案しないこととし、法改正か新法かについては、士法の名称、目的の改正も含めて引き続き検討することとなった。10月1日の第8回意見交換会では、業と資格をわかりやすくするために現状認識、提案項目を2つに分け、建築士部分の現状認識と提案項目は士会連が記述することとした。新法か士法改正かについては、新法並びに士法改正であっても士法の名称及び目的の改正には士会連の同意が得られず、引き続き調整することとした。

その後、10月8日に士会連より建築士関連の現状認識と提案項目が日事連に送付され、共同提案10/1案を修正、10/8案を作成し、士会連及びJIAへ送付した。この10/8案に対して、提案主旨の修正、提案のタイトル（建築主等への情報開示の充実と設計監理業務の適正化に関する共同提案）、業の適正化の現状認識の内容重複等を整理して士会連の意見が日事連に送付された。さらに、共同提案10/31案を日事連で作成し、士会連及びJIAへ送付した。この10/31案に対して、11月5日に提案の主旨の修正「今後、国民にわかるよう法の改正について検討され、提案する事項について法制度として実現されることを要望するものである。」が士会連でなされ、三会合意に至り、11月7日に共同提案の内容確認と調印を行った。これを受けて、「三会共同提案の合意について」単位会長宛報告したところである。日事連の提案事項である、新法として資格と業を分離することについては士会連から強い反対があり、三会共同提案の合意にも影響しかねないため、士法改正で合意した。しかし、このように三会共同提案がまとまったことは画期的なことであり、法整備の実現に向けての大きなステップであると受け止めている。

11月11日に三会有長打ち合わせ会を実施し、提案内容と今後の進め方について確認し、11月19日に三会有長で共同提案を国交省へ説明した。11月22日には三会有長で共同提案についての記者発表を行った。

この説明について次のとおり質問、意見等がなされ、回答さ

れた。

(神奈川会) 士会連会の提案の免許証の更新5年というのは他の資格法と比べて、法の下での平等に非常に整合性がない。さらに免許証の更新と定期講習の受講期間を絡めると、定期講習は属する建築士が対象であり、この辺の整合性が取れていないように感じる。今後の提案でどのように進めていくのか。

(高津専務) このことは、三会の議論でもかなり出した。基本的には、これは資格証でなくあくまで証明書であって、実際に証明書が必要な人が取ることとなる。従って業務をやらない建築士は、資格そのものの有効期限ではないので、資格自体は切れないという理解である。業を行う人は証明書が必要になるが、この証明書については有効期限を設けようということ。その主旨は最新情報を常に保つため、5年毎の更新としたいというものである。

定期講習については、対象を広げようという話が士会連会よりあった。しかし、それはあくまでも事務所に属する建築士が対象で、今回は要望の中には入っていない。従って、あくまで定期講習を受講する場合である。

(神奈川会) 免許証明書は、免許証ではないのか。

(高津専務) これは依頼する者に対しては努力義務として明示するという規定にしようとしている。そういう意味では現行の免許証明書は免許証に代わるものであるが、資格の更新ということになると、建築設計界だけでなく、広く一般の建築士に大きく影響するので、あくまでもこれは証明書ということになる。

(大阪会) 建築主に対する責務が非常に大きいというが、この提案書では建築主という文言と消費者という文言の両方を使っている。住宅デベロッパーなのか、建売住宅に住まれる方なのか、あるいは住宅流通会社なのか。実は建築主というのは1人、1社ではなくて、複数にまたがっている場合がある。この辺りを整理して、洗い出し、今後勉強会を議連で行う際にその辺をきちんと伝えないと、議員は建築主と言ったときに少しいメージがずれる恐れがあるのではないかと。

(高津専務) 建築主というのは、建築を依頼する者になっている。そういった立場でない方については消費者とし、ある程度整理

した。

(三栖会長) 消費者という言い方は、国民と同義である。建築主という文言はすでに法文の中で使われているので、あくまで契約の当事者としての、建築主と建築士事務所という形になると思う。

(10) 報告事項9. 社会資本整備審議会の審議について

高津充良専務理事より、資料10に基づき次の説明がなされた。

10月28日に第9回建築基準制度部会が開催され、「木造3階建て学校の実大火災実験(本実験)の結果」及び「効率のかつ実効性のある確認検査制度等のあり方の検討」について意見交換された。今後の建築基準制度部会は、第10回を12月18日に今後の建築基準制度のあり方(案)について意見交換し、第11回を2月3日に「今後の建築基準制度のあり方について(第二次報告)」をとりまとめる予定である。

(11) その他、兵庫会からの要望「一級建築士の懲戒処分」について

兵庫会より、「一級建築士の懲戒処分」について、次のとおり三栖邦博会長宛に要望がなされた。

兵庫会の会員が、設計・確認申請後、民間確認検査機関への行政庁からの監査で不適切な部分があったと指摘され、速やかに変更等をし、検査済証も取れたにもかかわらず、国交省から業務停止3カ月の懲戒処分がなされた。当該会員から聞き取りをしたが、事前協議・事前審査を経ており悪意はなく、確認検査機関がケアレスミスを見落としていたに過ぎない。このような重い処分がなされては、設計活動への意欲を阻害しかねない極めて憂慮すべき事態である。兵庫県下の建築設計関係団体で行政機関に対し、一級建築士に対する懲戒処分について改善を求める要望活動を実施する予定なので、日事連も連携し支援してほしい。

この要望に対し、以下の質疑がなされた。

(奈良会) この処分と同様の件で、ある建築士の業務停止に対し疑問に感じた。建築士にとっては死活問題である。日事連等三会の抗議に対し、国交省がどのような見解を示したのか。

今後、確認申請を、民間確認検査機関ではなく、特定行政庁に出すようになるのではないかと。

(八島副会長) 三会合同で国交省へヒアリング等のお願いという形で行った。一級建築士に対する処分が非常に重いのではないかと問いに対し、国交省としては特に処分を強化した訳ではなく、法律を基に、厳密に処分を行っているという回答であった。今後見直しは可能か質問したが、はっきりとした結論は聞けなかった。また、どの時点をもって違反なのかということ为国交省の担当官に質問したが、「確認申請を提出した時点で間違っていれば、それは違法だ」ということだった。今般の抗議は、結果的に効果があったとは言えない。

(三栖会長) 違反設計の定義、違反設計の処分の基準への当てはめ、民間確認検査機関が下ろしたものに対して、いつでも特定行政庁が確認を無効にできるということが本当に良いかどうか、今後広く議論をしていかなければいけない。課題として重く受け止めている。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成26年

2月21日 総務・財務委員会

24日 四会約款調査研究会運営委員WG

25日 基本問題検討特別委員会

26日 正副会長会

常任理事会

27日 JAAF-MST維持管理WG

3月 5日 設計監理等適正化勉強会

7日 構造技術専門委員会

14日 全国大会実行特別委員会